

報告事項 1

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会中間報告について

調査委員会による中間報告について，次のとおり報告する。

平成31年 2 月 4 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

中間報告書（要旨）

平成31年1月31日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 殿

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における 職務専念義務違反に関する調査委員会

本中間報告書においては、神戸市立高等学校教職員組合（以下、「市高」という。）に関する問題を報告する。

第1 市高に関する職務専念義務にまつわる問題点

市高の執行役員に対する職務専念義務違反について、当委員会の調査の過程で浮上した問題点は、以下のとおりである。

- (1) 職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱（いわゆるヤミ専従）があるかどうかという問題。
- (2) 職務専念義務の免除を受けているケースにおいて、市高の執行役員が承認を受けた免除申請の内容に則って組合等の業務に従事していたかどうかという問題
- (3) 市高の執行役員に対する職務専念義務の免除手続が適法ないし適正に行われているかどうかという問題。
- (4) いわゆる過員配置の問題。

第2 職務専念義務の免除に関する法令の規定（省略）

第3 当委員会による調査結果

1 職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱について

市高の平成29年度及び平成30年度の執行役員に関して、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱は認められなかった。

2 職務専念義務の免除申請の内容に則って組合等の業務に従事したか否かについて

市高の本部執行役員又は支部役員は、交渉のためという理由で、火曜日午後1時から5時まで、有給の職務専念義務の免除を受けながら、実際には、火曜日に役員会又は執行委員会を開催することを主目的としてこれに参加し、その役員会又は執行委員会の終了後、書記長及び場合によって数名の本部執行役員が、教育委員会事務局担当者との交渉に出向くという実態であったと言わざるを得ず、職務専念義務の免除申請の内容に則った交渉の実績は乏しかったものと認められる。教育委員会教職員課においても、このような実情は把握していたものと考えられる。

市高の本部執行役員又は支部役員が従事した組合活動が、職務免除申請の内容に則っていたと認めることはできない。

3 職務専念義務の免除手続が適法ないし適正かどうか

市高における職務専念義務の免除申請手続においては、決裁されたい旨の依頼書が、職務専念義務免除の日時に先立って学校長等に送付されておらず、決裁権者である学校長等が、職務専念義務免除を決裁することができなかった。

また、教育委員会事務局においても、市高から申請された職務専念義務の免除申請について、その目的が適切なものであるか、必要性があるか、相当な時間帯のものであるのか等の審査を一切しておらず、法律及び条例によって付託された職務専念義務の免除に関する

る権限を濫用したのと同然の結果を生ぜしめたと評価しうるものである。

第4 臨時教員の過員配置について

神戸市立工業高等専門学校では、平成26年まで、副委員長か書記長になった人には4時間（2コマ）の軽減という措置がとられ、その部分は臨時講師が担当していたことがわかった。

このような過員配置は、職務専念義務違反を増長させる措置であり、著しく不当であると言わざるを得ない。

もともと、学校長の強い指導のもと、平成26年を最後に、過員配置を廃止されたため、現在、同校にはこのような措置は存在しない。

他校においては過員配置の事実は認められなかった。

第5 今後の改善策について

市高の執行役員等に対する職務専念義務の免除については、平成30年10月以降は、市高自身においても、役員会又は執行委員会開催の目的での免除申請をしておらず、また、教育委員会事務局においても、免除申請があった場合には厳格に審査することを確約している。

このため、再発防止策はすでに採られているものと考えられる。

以 上